

伊方3号炉新仮処分事件の進行協議が広島地裁で6月14日に開催

2018年6月1日（広島）

さる5月18日、伊方原発3号炉運転差止仮処分事件の申立人4名（以下債権者）が、広島高裁による同炉運転差止命令の期限（9月30日）後も運転を差し止め続けることを求めて広島地裁に新たに仮処分命令を申し立てたが（以下“新仮処分”）、新仮処分事件の進行協議が6月14日（木）広島地裁で開かれる。進行協議は約1時間の予定で、審理の今後の予定、争点の確認、双方提出書面の確認や今後の提出期限の設定などが主な内容とみられている。裁判長は未公表だが、申し立ては広島地裁民事第4部であり、同部総括判事は藤澤孝彦裁判官。（18年4月1日付けで東京高裁判事から異動）

伊方3号炉運転差止仮処分事件は、昨年12月13日の広島高裁決定（18年9月30日までの期限付き運転差止仮処分命令）後、複雑な様相を呈し始めている。四国電力はこの高裁決定を不服として広島高裁に異議申し立て。異議審（三木昌之裁判長。17年12月21日付けで京都地裁総括判事から広島高裁総括判事に異動）は4月23日に第1回審尋期日が開かれ、この7月4日に第2回審尋期日が開かれる。期限の9月30日までに決定が下されるのかどうか注目されている。一方大分県の住民から同様な申し立てが行われている仮処分事件は、去る5月24日に大分地裁で結審、この時大分地裁（佐藤重憲裁判長。17年4月1日付けで東京地裁判事から大分地裁総括判事に異動）は（広島高裁差止期限の18年）9月中に決定を出すと言明。この決定も注目される。他方松山市などの住民から同様の申し立てが行われている「松山仮処分」は、松山地裁での申し立て却下後、住民側が即時抗告、舞台を高松高裁に移して抗告審が争われている。高松抗告審は7月18日に結審が予定されているが、ここも決定を9月中に出すのかどうか注目される。

伊方3号炉運転差止仮処分事件は、広島高裁が決定した9月30日の期限を越え伊方3号炉を止め続けられるかどうかを巡って、広島高裁の異議審、大分地裁の仮処分審尋、高松高裁の抗告審に加え、今回広島地裁での新仮処分申し立てで、住民・住民側弁護士と四国電力の間の一層激しい戦いとなってきている。なお山口の住民が申し立てている同様の「山口仮処分」は、現在山口地裁岩国支部（小野瀬昭裁判長。18年3月5日付けで広島高裁判事から山口地裁岩国支部長に異動）で審理が継続しており、9月28日に予定されている第8回審尋で結審する見込み。

なお6月14日（木）広島地裁での新仮処分事件進行協議後、原告団は記者会見を開く

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

予定にしている。記者会見に出席するのは、仮処分事件担当の河合弘之弁護士（脱原発弁護団全国連絡会・共同代表）、甬守一樹弁護士（第二東京弁護士会）、大河陽子弁護士（東京弁護士会）、それに同裁判本案訴訟（本訴）担当の胡田敢弁護士（広島弁護士会）。進行協議の概要について説明した後、記者団の質問に答える。なお進行協議は広島地裁で同日午後2時45分から開始の予定だが、一般には非公開。

記者会見の概要は以下の通り。

【四国電力伊方原発3号炉運転差止新仮処分事件進行協議後記者会見】

日程：2018年6月14日（木曜日）

時刻：進行協議終了後直ちに。（午後4時ごろ開始を予定。1時間弱で終了する見込み）

場所：広島弁護士会館 5階 A会議室

出席予定者：河合弘之弁護士、甬守一樹弁護士、大河陽子弁護士、胡田敢弁護士

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる